

たたらの里山再生特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (4.7+4.0) / 2 = 4.4

B

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	新たな雇用者数	A
B(4点)	2	まちづくり活動に参画する市民の割合	B
C(3点)	3	活動指標(1)木材生産量	定性的評価
D(2点)	4	活動指標(2)里山放牧面積	A
E(1点)	5	活動指標(3)コミュニティビジネス売上高	A

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評点
A(5点)	3	活動指標(1)木材生産量	B
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 3 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.6$

①... 4.6

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「まちづくり活動に参画する市民の割合」について、全成人市民を対象とするアンケート調査による指標では少々漠然としてしまう。また、アンケートにおける「地域活動」は非常に幅広いもので、「里山を活用した市民による地域再生」というテーマと合致するのか疑問である。
- ・「木材生産量」については定性的評価としているが、「合同会社が取り扱う木材の純増分」は合同会社で把握しているのではないかと。目標設定を合同会社で算出するチップ量で測れないか。少なくとも市民が搬入する残材量は把握可能ではないか。
- ・「コミュニティビジネス売上高」については、農産物加工・販売、レストラン、温泉施設等、6次産業・観光分野のビジネスに限らず、弁当配食等生活支援分野のビジネス等、多様な分野に展開されている。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する

②... 0.1

i) の評価 ①+②

4.7

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3) / 4 = 2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	新たな雇用者数	B
B(4点)	2	まちづくり活動に参画する市民の割合	B
C(3点)	3	活動指標(1)木材生産量	B
D(2点)	4	活動指標(2)里山放牧面積	B
E(1点)	5	活動指標(3)コミュニティビジネス売上高	B

(専門家所見(主なもの))

- ・里山放牧地の面積増を図るためには、地元や地権者との調整がもっとも重要である。地域コミュニティを巻き込んだ事業が展開されるかどうかにかかっており、今後も計画とおり運ばれることを期待したい。
- ・「まちづくり活動に参画する市民の割合」については、コミュニティビジネス創出の成果について、自己評価にもう少し具体的に記述されるとよい。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 5 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 5 = 4.0$$

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値 (3.9+4.0) / 2 = 4.0

B

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置

(概要)

・国との協議の結果、保安林の機能維持の必要性等が認められる場合に、指定施業要件に伐採の特例を設けることで、標準伐期齢未満の立木の伐採等が可能になることが確認できた。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・当該特区の指定を受けた雲南市の対応を見守る考え。

●農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和

(概要)

・国との協議の結果、農地取得時の下限面積を10a未満に設定することができる要件が明らかになったことを受け、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家付きの農地については、下限面積を1aに引き下げることが決定された。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・下限面積の引下げにより、地域における農業参入の取組について着実な効果が発現されるよう雲南市の今後の取組を見守る考え。

(専門家所見(主なもの))

・農地取得下限面積を1アールまで引下げが可能になったことで農地付き空き家の提供が可能になった点は前進である。保安林に関する課題については制度的な問題はクリアされたので、今後の取組の進展が期待される。

4.0

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・財政支援措置の活用により、地域活動拠点が整備され、コミュニティビジネスの売上増加等の効果をもたらしている。

・金融支援措置の活用により、高性能林業機械を導入。

・現時点までのところ、計画とおりに進捗している。

3.8

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

(4.0+3.8) / 2 = 3.9

3.9

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・バイオマスに取り組む合同会社、コミュニティビジネスに取り組む団体への支援を実施している。農事組合法人による米輸出への取組、合同会社によるバイオマスフェスタ開催等、積極的な取組がある。

4.0

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・チップ以外のバイオマス利用、山林の状況に応じた施業方法の選択、里山放牧への行政の関与等の指摘事項について、検討・対応がなされている。

IV 総合評価(I～III)

(4.4+4.0) / 2 ± 0.00 = 4.2

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・合同会社や市民参加型の林地残材搬出・活用については大いに評価できる。地域通貨のより広範な利用開拓を含め、さらなる成果を期待したい。

・現在は様々な事業の芽が出始めた段階であり、その限りでは計画の進捗はみられている。

各事業が実績をあげていくかどうかは今後の頑張り委ねられている。

このため、I及びIIの平均値(4.20)に上記所見を加味(±0.00)し、総合評価結果をB(4.2)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。